

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について

平成25年11月25日

1. 前提

(1) 子ども・子育て支援法

新制度は、「子どもの健やかな成長のため適切な環境を等しく確保する」(質の確保)ことを目的の一つとしており、給付対象施設を利用する子どもは、あらかじめ市町村から支給認定を受ける必要があり、教育・保育施設の種類に応じて、設定可能な利用定員の認定区分が決められ、対応する施設型給付が支給される。

同時に、「保護者の選択に基づき多様な施設等により提供体制を確保する」(利用希望の尊重)ことも目的であり、支給認定は、施設での保育を利用するかどうかや具体的な利用施設の選択に関する希望を踏まえ、保護者自ら適切な認定区分を選択して申請する仕組み。

その上で、施設に設定された利用定員の認定区分と異なる支給認定の子どもが例外的に利用する場合、市町村が必要と認めるときは、特例施設型給付を支給することが可能。

子ども・子育て支援法における認定区分	施設型給付の対象	当該認定区分の利用定員を設定可能な施設
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法19条1項1号)	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (法19条1項2号)	保育短時間、保育標準時間	保育所、認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (法19条1項3号)	保育短時間、保育標準時間	保育所、認定こども園

(2) 児童福祉法

市町村は、子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする場合に、保育所による保育の実施又は認定こども園による保育の確保の措置を講じることが必要。

保育所・認定こども園の利用については、当分の間、市町村が利用調整を行い、保育所への委託又は認定こども園への利用要請を行うものとされている。なお、利用調整は、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の手續と同時に、保護者の希望や施設の空き状況等も踏まえながら行う想定。

(3) 学校教育法

幼稚園は、満3歳以上であることが法律上の入園資格であり、満3歳に達した子どもは、家庭状況(保育認定の有無)にかかわらず、希望すれば誰でも入園することができる。新制度の下でもその性格に変更はない。

(4) 検討課題

現在幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの中には、共働き、病気、介護等の状況の家庭の子ども(共働き等家庭の子ども)も一定程度含まれ、「預かり保育」の取組の充実によって対応しており、新制度においては、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応えていく一方で、移行しない幼稚園の利用も引き続き想定される。

- ・ 全ての幼稚園が移行することは現実的でなく、また、施設整備等を伴う場合は、移行希望があっても一定の検討・準備期間を要する。
- ・ 共働き等家庭の子どもであっても、個別の教育方針や設備、預かり保育の実施状況等を勘案し、幼稚園を利用することは今後も可能。

このため、保護者の選択に基づく利用希望の尊重を基本としつつ、以下のような点に留意し、共働き等家庭の子どもが幼稚園等を利用する場合の手続を明確にすることが必要。

- ・ 保育所等は保育認定を受けた子どもが利用調整を経て利用する仕組みであるのに対し、幼稚園等は本来満3歳以上の子どもであれば誰でも利用でき、入園資格と支給認定が連動していない。
- ・ 幼稚園に設定可能な、施設型給付の対象となる利用定員の認定区分は教育標準時間認定に限られる。
- ・ 支給認定は保護者の申請に基づき行われ、共働き等の事由に該当する場合に必ず保育認定を受けることとはなっていない。
- ・ 保育認定は、教育標準時間認定に比べ、申請手続や審査等の事務負担が重い。
- ・ 市町村は、保育認定を行ったときは、利用調整や入所待機者の管理を行うことが必要となる。

幼稚園等・・・幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定の利用定員部分)
保育所等・・・保育所、認定こども園(保育認定の利用定員部分)

2. 自治体計画における共働き等家庭の子どもの取扱い

(1) 量の見込み

共働き等家庭の子どもは、まずは保育認定(2号)のニーズがあるものとして自治体計画の「量の見込み」に記載することが基本ではないか。

その際、保育所等での保育の利用を必要とする態様は具体的な働き方等に応じて多様であり、このうち共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合には、以下の場合が考えられる。

保育の必要性の下限時間周辺の短時間就労の家庭

幼児期の学校教育と保育の両方のニーズを持つ家庭

については、地域におけるこれまでの施設利用の状況(保育利用率、幼稚園の預かり保育の利用状況などの実績)やニーズ調査で把握された利用希望の傾向に応じ、教育標準時間認定(1号)と保育認定(2号)のニーズに仕分けて「量の見込み」を算定することも必要ではないか。

については、全体の保育認定(2号)のニーズのうち、施設利用の状況やニーズ調査で把握された利用希望の傾向に応じ、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるものを内訳で示すこととしてはどうか。

* 当該内訳については、認定こども園の普及の考え方を計画に記載する際の参考としても活用可能ではないか。

(幼児期の学校教育の利用希望が強い者の定員のうち 人分については、 年後までに認定こども園への移行を目指す。等)

(2) 各年度における提供体制の確保の内容

幼稚園の利用定員は、本来設定可能な認定区分である教育標準時間認定(1号)のニーズに対応するものとして、「提供体制の確保の内容」に記載することが基本ではないか。保育認定(2号)のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定の利用定員を設定する方法によるのが基本ではないか。

その上で、保育認定(2号)のニーズのうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるものについては、これに対応するものを1号の確保方策として記載することとしてはどうか。

このほか、認定こども園への移行を予定している幼稚園が「待機児童解消加速化プラン」等により市町村の支援を受けている場合に、認定こども園化していない段階で幼稚園の利用定員の一部を保育認定(2号)の確保方策に位置付けることについて、どう考えるか。

(参考)市町村子ども・子育て支援事業計画における教育ニーズを考慮した取扱いイメージ

		N年目			
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり		0-2歳 保育の必要性あり
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	
量の見込み	必要利用定員総数	400	800		250
			100 ^()	700	
確保の内容	教育・保育施設	500	700		160
	地域型保育事業				60
-	過不足	100	100		30

幼稚園の利用定員500人をそのまま1号の提供体制に計上。

() 3 - 5歳の保育の必要性ありのうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面実際上の過不足は生じない。

3. 個別の支給認定における共働き等家庭の子どもの取扱い

(1) 新規の支給認定を受ける場合

保育所等の利用の希望がない場合(幼稚園等の利用を希望する場合)は、教育標準時間認定(1号)の申請を保護者が行い、保育所等の利用の希望がある場合は、幼稚園等を併願するかどうかを問わず、保育認定(2号)の申請を保護者が行い、市町村は申請に応じて審査することが基本となるのではないかと。

- * 保育認定は、保育所等での保育の利用に当たって必ず必要となる一方、教育標準時間認定は、法律上、保育認定を受けた子ども以外の子どもとされており、「保育所等の利用希望」に基づいて認定区分を保護者が選択することが整合的。
- * 保育所等の利用が想定されない場合まで、就労証明等の提出や利用調整・入所待機者の管理を行うことは過剰であり、この場合には保育認定は不要。

上記により保育認定(2号)を受けた場合は、以下のようなケースで幼稚園が利用されることとなる。

ア 幼稚園等と保育所等の両方を希望(併願)したケース

利用調整の結果、保育所等に入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園

利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園

イ 当初は保育所等のみを希望したケース

通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園

利用調整の結果、保育所等に入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園

保育認定(2号)を受けた子どもについては、幼稚園入園後一定期間(例えば、3か月、6か月)内に、利用定員に空きが生じた保育所等での保育の利用希望(保育所等への転園希望)の有無に応じ、希望がある場合は、保育認定(2号)を維持し、希望がない場合(引き続き幼稚園の利用を希望する場合は、教育標準時間認定(1号)への変更の申請を求めることをどう考えるか。

- * 1号への認定の変更は、就労証明等の提出・審査を要さないことから、簡素に行うことが可能か。
- * 翌年度に認定こども園への移行が予定されている幼稚園においては、保育所等への転園希望がなく引き続き幼稚園を利用する場合であっても、保育認定(2号)を維持することが保護者・市町村にとっても簡便と考えられる。

教育標準時間認定(1号)を受けている在園児の家庭状況が共働き等に変った場合についても、同様の考え方により、保育所等への転園希望の有無に応じ、希望がある場合は、保育認定(2号)への変更申請を行い、希望がない場合(引き続き幼稚園の利用を希望する場合は、教育標準時間認定(1号)を維持することが適切ではないか。

(2) 既に保育認定を受けている場合

小規模保育を利用していた保育認定の子ども(3号から2号に市町村が職権変更)が幼稚園に入園する場合や、保育所等の利用者が幼稚園に転園する場合などについては、まずは既に受けている保育認定(2号)を活用することを基本としつつ、幼稚園に入園後一定期間内に、保育所等への転園希望の有無に応じて、希望がある場合は、保育認定を維持し、希望がない場合(引き続き幼稚園の利用を希望する場合は、教育標準時間認定(1号)への変更の申請を求めることをどう考えるか。

* 既に保育認定を受けていることをもって幼稚園の利用が妨げられるものではない。また、認定の変更については、入園後に保育所等への転園希望を確認した後も十分ではないか。

* 1号への認定の変更は、就労証明等の提出・審査を要さないことから、簡素に行うことが可能か。

(3) 量の見込みと支給認定のずれ

自治体計画における「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、個別の子どもの支給認定との間で認定区分のずれが生じることとなるが、市町村においては、継続的に一時預かり事業(預かり保育)を利用し、申請すれば保育認定を受けることが可能と考えられる子どもが相当数利用する幼稚園について、保護者や設置者の意向を勘案しつつ、認定こども園への移行を支援することにより、認定区分のずれをより少なくしていくことが、利用希望を尊重する新制度の趣旨にかなうのではないか。

4. 特例施設型給付の対象

3.の結果として、保育認定(2号)を受けた子どもが幼稚園に入園する場合、保育認定の子どもに提供される教育(特別利用教育)について、市町村は、特例施設型給付を支給することができる。

施設型給付は、利用定員の認定区分に応じて、認可基準により施設・人員等が担保されていることを前提に、施設として恒常的に提供する教育・保育に通常要する費用をまかなうことを前提としている。これに対し、幼稚園における特別利用教育は、保育認定の利用定員を設定する認定こども園の認可基準等を満たす教育・保育を恒常的に行うものではない。

このため、特例施設型給付は、幼稚園として認可基準により施設・人員等が担保されており、恒常的な活動内容である通常の教育時間の教育部分を対象とし、教育時間の終了後に行われる預かり保育の部分については、特例施設型給付ではなく、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業や、待機児童解消加速化プランの長時間預かり保育支援事業その他の自治体独自の支援事業等により財政措置するものと整理すべきではないか。

その上で、特例施設型給付の水準については、公定価格に関する議論の中でさらに検討が必要。

共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する主要ケースと支給認定等の関係

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	幼稚園等 ¹ のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	一時預かり事業 (認可外保育施設運営支援事業等)
	幼稚園等と保育所等 ² の両方を希望(併願) 利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 保育所等のみを希望 通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
保育認定を既に受けている場合 小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園		既に受けている2号認定をそのまま活用		



入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更(P)

- 1 幼稚園等: 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定の利用定員)
- 2 保育所等: 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定の利用定員)